

平成27年 4月24日

第74回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第74回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年4月10日
告示番号 遠野市農業委員会告示第1号
会議年月日 平成27年4月24日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男
副主幹兼
農業振興係長 多田清美

本日の案件 第74回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>【開会】 ただいまより第74回農業委員会総会を始めます。会議に先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。 先唱は6番、萩野一委員にお願いします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） 着席願います。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員数は25名であります。定数に達しておりますので直ちに第74回遠野市農業委員会総会を開会します。 1番菅原一雄委員、21番佐藤芳夫委員、25番綱木秀治委員、26番多田和敏委員から欠席する旨、9番菊池友吾委員から遅刻する旨、7番佐々木恵美子委員から早退する旨の届出があり、会長としてこれを許可しました。 また、農業共済の再編に伴う、東南部農業共済組合が消滅したことにより、29番菊池康祝員は農業委員会等に関する法律第15条第5項の規定により失職したため欠員となっておりますので報告します。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 日程に先立ちまして、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。遠野市農業委員会事務事業経過報告ということで、報告書は皆さんのお手元に配付してございますので、それをご覧頂きたいと思えます。この報告書に沿いましてご報告を致したいと思えます。</p> <p>4月8日、全国情報会議これは平成26年全国農業新聞普及推進関係表彰が行われ山崎会長、濱田委員、私が出席しております。先輩農業委員の皆様により全国農業新聞普及の表彰が行われたものでございます。特に濱田委員につきましては、全国一位になったものでございます。今後においてもこのような取組みを継続していきたいと思っております。4月10日平成26年度花巻農業協同組合遠野地域野菜生産部会遠野支部通常総会が行われ会長が出席したところでございます。4月12日平成27年度農事組合法人遠野こがらせ農産通常総会がみらい創りカレッジ土淵校で開催されてございます。農政専門委員会委員長の似田貝委員さんが出席してございます。4月13日遠野市市有林経営審議会には会長が出席してございます。4月16日農地転用等現地確認調査でございます。本日案件として付しております事案について現地確認を実施したところでございます。4月21日には平成26年全国農業新聞普及推進関係表彰の受賞について市長に対して報告をしたところでございます。遠野テレビでの報道、岩手日報にも報道されたところでございます。岩手日報の新聞記事についてはお手元に配布させていただいているところでございます。4月22日第1回運営委員会が開催され本日の提出案件等について協議がなされたところでございます。4月24日本日第74回遠野市農業委員会総会でございます。総会終了後でございますが第1回農業委員研修会、また研修会終了後には第1回農業委員会だより編集委員会が開催されます。また本日午後6時から農事組合法人宮守川上流生産組合通常総会でございます。佐々木会長職務代理が出席する予定でございます。4月25日以降の主な予定でございます。4月30日第1回農政専門委員会が9時30分から。同日、第1回家族経営協定推進会議が11時から開催するところでございます。5月11日には農地法等申請締切日。5月12日には平成27年度新任農業委員研修会が盛岡市の会場で開催されます新任委員さんが対象となるものでございます。5月18日、市町村農業委員会会長研修会の予定でございますし、同日は農地転用等現地確認調査の予定となっております。5月20日には第1回農地専門委員会でございます。農業振興地域除外案件が予定されているところでございまして農繁期でございますので8時30分から開始いたしまして半日で終了したいと考えておりますので農地専門委員会の委員さん方には農繁期でございますがご協力をお願いいたします。5月21日には午後6時から第2回運営委員会を予定してございます。5月25日には第75回遠野市農業委員会総会を午前中に予定してございます。5月26日から27日は岩手県都市農業委員会会長会の予定</p>

30番委員	わかりました。
議長	そのほか、質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第3号遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局から説明いたさせます。事務局。
農地係長	はい。議長。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてでございます。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものでございます。 1番、●●町 ●●●●。●●町1筆425平方メートルの内145.45平方メートル。届出内容は農業用施設です。平成12年に建設しているものでございます。農地法施行規則第32条第1号の農地転用の制限の例外に該当する2アール未満の農業用施設で転用届け不要案件でございますが、議案第5号の第5条申請に伴い改めて提出されたものでございます。以上でございます。
議長	ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。
議長	【議事日程】 それでは、議案審議に先立ち議事参与の制限についての注意事項を申し上げます。自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与出来ませんので議案に関係する委員は退席願います。
議長	【日程第1】 日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に8番阿部儀信委員、10番奥友康悦委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。 次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局にいたさせます。
農地係長	はい、議長。議案総括表でございます。法第3条今月計9件24,414平方メートル。利用集積今月計55件269,074平方メートル。法第4条なし。法第5条今月計5件9,958平方メートル。適用外今月計3件2,956平方メートル。法第18条第6項今月計4件16,290平方メートル。以上でございます。
議長	【日程第2】 日程第2、議案第1号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。事務局。
農地係長	はい、議長。議案第1号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に

	<p>●●●●。売買です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作が困難なため要請し譲り渡すものです。譲受人は大豆と小豆を作付けする計画です。</p> <p>7番、●●町1筆931平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。譲渡人は、高齢のため耕作できないので姉の子に要請し譲り渡すものです。譲受人は水稻を栽培する計画です。</p> <p>8番、●●町7筆9,714平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、同所 ●●●●。生前一括贈与です。譲渡人は後継者に生前一括贈与するものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすものと考えられます。</p> <p>以上ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。なお、同一世帯間の所有権移転については、現地確認結果を省略いたします。●●町担当委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>4番佐々木です。16日に事務局2名と地元委員2名で現地確認を行いました。現地は譲受人の自宅のそばであり、なんら問題はないことを確認してきました。</p>
議 長	<p>次に●●町担当委員お願いします。</p>
17 番 委 員	<p>17番北湯口です。16日に事務局2名と新田委員はご不幸で出席できませんでしたので担当委員2名で現地確認を行いました。隣接地の耕作者へ譲り渡すものでなんら問題がないことを確認してきました。以上です。</p>
議 長	<p>●●町担当委員お願いします。</p>
12 番 委 員	<p>12番佐々木誠一です。4番については、すでに牧草地の一部のように見える場所でした。5番は、従兄弟関係のようでした。耕作についても継続している農地なのでなんら問題はないと確認しました。</p>
議 長	<p>●●町担当委員お願いします。</p>
農 地 係 長	<p>議長。</p>
議 長	<p>はい。事務局。</p>
農 地 係 長	<p>本日は●●町●●地区担当委員が欠席ですので、事務局の方から場所等の補足説明をさせていただきたいと思います。6番につきましては●●、■■■■■付近であり●●さんの自宅の周囲となります。7番については、●●、■■■■■の付近となっております。組田となっているものです。</p>
議 長	<p>以上で、現地確認調査結果及び補足の説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
30 番 委 員	<p>はい。議長。</p>
議 長	<p>30番委員どうぞ。</p>
30 番 委 員	<p>譲渡人は100歳の高齢ですが、現在までの作付けについてはどのようになっていたか情報はありますか。</p>
議 長	<p>事務局答弁願います。</p>

	受け止めるものであります。28番の●●●●さん48番49番の●●●●さんについて、青年認定就農者であるとか制度の適用や青年就農給付金などについて、情報があるのであればお聞きしたいと思います。
議 長	事務局答弁願います。
事 務 局 長	はい。議長。その件につきましては、私の方から回答させていただきたいと思えます。認定就農者については、平成26年度から市の認定事務となっているところがございます。現段階で、市で認定となった方はまだいっしょらしないと認識しているところがございます。●●さんにつきましては、県が認定していた時期に認定を受けていたものがございます。青年就農給付金の対象者と認識しております。●●さんにつきましては、認定就農者とするよりも自分の経営で規模拡大を図っていこうという経営計画を立てている方でございます。
議 長	30番委員よろしいですか。
30番委員	わかりました。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可と決しました。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。
議 長	【日程第5】 日程第5、議案第4号農地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。事務局。 はい。議長。議案第4号農地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてご説明いたします。中間管理機構から権利設定を受けるものでございます。説明につきましては、生理番号、権利の設定を受ける者、設定する権利、面積の計を読み上げますので、よろしく願いいたします。 1番、●●●●、使用貸借権設定9年11カ月。認定面積は6,153平方メートルです。 2番、●●●●、使用貸借権設定9年11カ月。認定面積14,907平方メートルです。 3番、●●●●、使用貸借権設定9年11カ月。認定面積12,333平方メートルです。 4番、●●●●、こちらは賃貸借権設定9年11カ月。認定面積は6,082平方メートルです。 5番、●●●●、賃貸借権設定9年11カ月。認定面積は7,204平方メートルです。 6番、●●●●、賃貸借権設定4年11カ月。認定面積950平方メートルです。

議 長	ただいまの説明に関して、町ごとに担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。
28番委員	28番、白岩でございます。16日に事務局と●●町担当委員で確認を行いました。場所については、以前、●●をやっていたところの付近で、周囲は住宅地となっております。転用については、なんら問題がないものと確認してきました。
議 長	●●町担当委員お願いします。
5番委員	5番、奥寺です。16日に担当委員2名と事務局で見てきました。住宅地となっている地域で父親の住宅のすぐ隣に建てようとするもので、何ら問題がないと見てきました。
議 長	次に、●●町担当委員お願いします。
12番委員	12番、佐々木です。事務局の説明のとおり、何ら問題がないものと確認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可と決しました。
議 長	【日程第7】 日程第7、議案第6号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。事務局。
農地係長	はい。議長。議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので可否の決定を求めるものでございます。 1番、申請人、●●町 ●●●●。●●町1筆2,722平方メートル。申請地はトラクターなどの作業機械及び車両の出入りが不便なことと和牛を廃業したため、それまで作付けしていたデントコーンの必要がなくなったことから、昭和60年頃から不耕作となり現在に至っております。現状は、現地までトラクター等の作業機械が通行していただろうと推測される通作路が損壊しております。土地には雑木がまばらに育成し、一面が茅と笹に覆われた原野状態となっております。財産の整理をしているなかで、営農する計画が持てないことから地目変更のために適用外証明願が提出されたものでございます。 2番、申請人、●●町 ●●●●。●●町1筆204平方メートル。申請地は相続により取得しました。 3番、申請人、●●町 ●●●●。●●町1筆30平方メートル。2番、3番は連続した土地です。●●●●氏が平成●年に居宅を増築、平成●年に農作業用物置を建築し現在に至っております。農地にはみ出して建築した認識がなかったため、農地法の手続きをしていなかったものです。建物建築部分と庭部分については、必要最小限面積を分筆登記し適用外証明願が提出されたものです。2番の●●●●所有地につきましては、適用外証明により地目変更をした後に●●●●氏へ所有権を移す予定となっているとの情報を得ております。以上、ご審議をよろしくお願いたします。

議 長	説明が終わりました。ただいまの説明に関して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明を求めます。では、●●町担当委員お願いします。
4 番 委 員	4番、佐々木です。16日に担当委員2名、事務局2名と現地を確認しました。現地までの道路もなくたどり着くのもたいへんな状態となっておりました。事務局説明のとおり原野状態であることを確認してきました。
議 長	●●町担当委員お願いします。
農 地 係 長	はい。議長。●●地区担当委員が欠席でございますので、事務局から位置等について補足説明させていただきます。場所については3条の所有権移転の案件と連続するところでございます。■■■■■付近となります。
	ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。
30 番 委 員	はい。議長。
議 長	30番委員どうぞ。
30 番 委 員	現地を確認した担当委員にお聞きいたします。原野という確認をなさったということでしたが、木は生育していませんでしたか。
議 長	●●町担当委員お願いします。
4 番 委 員	4番、佐々木です。測量したわけではありませんので、どの程度ということは、はっきりしませんが、木はあります。笹で覆われた部分についての木についてはそれほど、大きくはないと見ました。
30 番 委 員	議長。休憩願います。
議 長	暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。事務局。
農 地 係 長	はい。議長。ただいまご説明いたしました案件中、1番の原野の標記については山林に修正させていただき、ご審議をお願いいたします。
議 長	山林に修正ということになります。質疑ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可と決しました。
	【その他】

議 長	その他、委員の皆様から意見、提案等ありませんか。
30番委員	はい。議長。
議 長	30番委員どうぞ。
30番委員	30番佐々木です。農業委員の形骸化等が叫ばれております。本日は欠席、遅刻等が多い状態でございます。このようなことが続きますと農業委員会の存続、存在の意義がとわれるものと考えるところでございます。同地区から全員欠席の場合は現地確認結果の説明ができないという事態になりました。欠席は冠婚葬祭等の場合などに限られるものと考えられます。推薦委員であれば本来の職を全うするというのもございますでしょうが、私どもの公務員でありますので、厳しくその任にあたらなければならないものと考えております。総会は重要な会議でありますので、認識を改めて考え直すということが必要ではないかと考えております。よろしく願いますものがございます。
議 長	はい。その他ございませんか。 では、事務局。
事務局 長	はい。議長。ホームページの公開の件でございます。先の総会で、ホームページへの議事録の公開については、前向きに取り組むと回答させていただいております。ただいま農業会議所等の指導を仰ぎながら、どのような公開方法が良いものか、個人情報が多く個人情報保護の観点からするとどのような保護をしながら公開することが良いものかということで、検討を重ねさせていただいております。つきましては、検討を継続しているところがございますので、ホームページでの議事録の公開については検討を継続させていただきますので、またしばらくお時間をちょうだいしたいと思っておりますので、委員皆様のご了解をお願いするものがございます。
議 長	その他事務局から。
5番委員	はい。議長。よろしいでしょうか。
議 長	奥寺委員どうぞ。
5番委員	農業委員研修についてですけれども、10月上旬ということで記載になってはいますがけれども、10月上旬は時期としてよくないのではないかと思います。どうですか。
事務局	はい。議長。稲刈り作業が入ってくる時期でございますので、時期につきましては調整させていただきたいと思っております。
議 長	よろしいですか。その他。
事務局	はい。議長。封筒の中の書類についてご説明いたします。農業委員活動記録カード提出状況についてです。年度で集計したものを掲載させていただいておりますので、前委員と新委員の提出状況について一覧としているものがございます。今後につきましてもこのような表で農業委員活動記録カードの提出状況をお知らせさせていただきたいと考えております。
14番委員	はい。議長。
議 長	14番委員どうぞ。
14番委員	活動記録カードの枠の中の「1」というのは、なんですか。「1」が提出されているということでしょうか。空欄の人には提出の請求をしているのですか。

議 長	事務局。
事 務 局	はい。議長。提出された月の枠に「1」を記入しているものです。本日提出された方もいらっしゃいますので、その方については「1」は記入されてございません。督促については口頭により連絡しております。
10 番 委 員	10番奥友です。私はメールで提出しましたが、「1」が載っていないというのは、どのようなことなんでしょうか。メールが返っていないので届いていると思うのですが。
事 務 局	はい。議長。確認して登載いたしたいと思います。
10 番 委 員	確認というのはメールが届いているはずなのですが、確認して届いてなかったということでしょうか。
議 長	事務局答弁願います。
事 務 局	はい。議長。メールは届いておりました。10番奥友委員の3月に「1」の記入をお願いいたします。お詫びして訂正いたします。
議 長	奥友委員の欄に「1」の記入をお願いします。
議 長	以上をもちまして、第74回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 午後3時10分閉会
	署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。 平成27年 月 日 遠 野 市 農 業 委 員 8 番 _____ 同 10 番 _____ 遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____